平成２９年（フ）第３４号
栃木県鹿沼市磯町123番地、前住所栃木県鹿沼市上殿町838番地３　ブルーハイツシロタ19
債務者　川島　光彦
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１００号
栃木県さくら市草川71番地　県営草川第四住宅２号棟208号室、前住所栃木県さくら市馬場95番地　粟倉貸家１号
債務者　福田　礼子
1　決定年月日時　平成29年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１０号
栃木県真岡市長田431番地111
債務者　竹原ユミこと　タケハラ　シルビア　ユミ
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１２号
栃木県大田原市堀之内625番地61、前住所栃木県大田原市美原３丁目3365番地59　フロールＢ棟102号
債務者　江連　友美
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１４号
栃木県宇都宮市東原町１番３号　ヴェルデビル１Ｆ南側、前住所栃木県宇都宮市松原１丁目８番37号　幸マンションＡ201
債務者　塚本　年子
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３４９号
東京都世田谷区北烏山２丁目３－８－407
債務者　藤野　欣弥
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３５５号
東京都新宿区下落合４丁目27－５－301
債務者　齋藤　充至
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３９５号
東京都新宿区中井１丁目８－５　パラッツオＩ　201号室
債務者　中迫　　裕
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４０４号
東京都足立区東伊興３丁目12―10―304
債務者　足立　雄基
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４０９号
千葉県柏市新富町１丁目２－60　メゾネットプラザ南柏３－205
債務者　印南　幸太
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４１３号
東京都世田谷区下馬２丁目33－２－1102
債務者　上野　則生
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４１５号
東京都葛飾区柴又６丁目14－６－204　エステートピア政光Ｉ
債務者　脇　　克之
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４１９号
東京都墨田区東向島２丁目45－６
債務者　横野　雅久
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４２１号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目20－５
債務者　吉田　裕平
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４２７号
東京都葛飾区鎌倉１丁目22－６－202
債務者　望月　　聰
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部